

児童手当制度改正のご案内

令和4年6月から児童手当の制度が一部変更となります！※令和4年10月支給分から適用

1 所得制限限度額・所得上限限度額が設けられます

児童を養育している方の所得が表の②(所得上限限度額)以上の場合、令和4年10月支給分から**支給資格は消滅**となり、児童手当等は支給されません。詳しくは市のホームページをご覧ください。

※児童手当等が支給されなくなった後に所得が②を下回った場合は、**改めて認定請求書の提出が必要です**。

※児童を養育している方の所得が表の①(所得制限限度額)未満の場合は児童手当を、所得が①以上②未満の場合は法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額5,000円)を支給します。

扶養親族等の数(カッコ内は例) ※扶養親族等の数に応じて、限度額が異なります。	① 所得制限限度額(万円)		② 所得上限限度額(万円)	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1,200

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は、各種控除後の所得額で所得制限を確認します。

2 現況届の提出が原則不要となります

令和4年度から、受給者の現況を公簿等で確認することにより、毎年6月に提出していた**現況届が原則不要**となります。

※ただし、次の方は引き続き現況届の提出が必要です。子どもすこやか課から通知をお送りしています。

- ① 配偶者からの暴力等により住民票の住所地が美馬市と異なる方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他、市から提出の案内があった方

公務員の方へ

公務員の方は、勤務先から児童手当が支給されます。

次の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- ・公務員になった場合
- ・退職等により公務員でなくなった場合
- ・公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

問 子どもすこやか課 ☎ 52-5606